

JAB MS200-2010 改1 「マネジメントシステム認証機関の認定の手順」(改定案)に対するコメント

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	JICQA	10.1.4	1	E	目的語を補う。	本協会は、 <u>認定審査プログラムを、その決定、又は改定の都度、該当機関に通知する。</u>	○： ご提案の通り修正します。
2	JICQA	10.3.2 a)	1	E	主語を補う。 余計な読点を消す。	10.3.1 a)によって ≒ 区分変更が決定された場合、 <u>変更後の区分 10.2 b)は、</u> 原則として、…	△： ご提案を容れ、下記のように修正します； 10.3.1.a)によって区分変更が決定された場合、原則として、決定後、最初の認定審査プログラム（認定周期）から区分を変更する。
3	JICQA	10.3.2 b)	1	E	主語を補う。 余計な読点を消す。	10.3.1 b)によって ≒ 区分変更が決定された場合、 <u>変更後の区分 10.2 a)は、</u> 原則として、…	△： ご提案を容れ、下記のように修正します； 10.3.1.b)によって区分変更が決定された場合、原則として、決定後、直ちに区分を変更する。
4	JICQA	10.4.1 b)2)	2	E	「立会の数」の 10.5.1 b)に倣い、「3/4」になることを理解しやすくする。	…総工数(<u>3回分</u>)を基準として各審査(<u>4回分</u>)に配分した工数	△： ご提案を容れ、下記のように修正します； 前1)により算定した認定プログラム（認定周期）総工数（訪問回数 3 回の場合の工数）を基準として、各審査に配分した工数 さらに更新審査の工数についても明確化のため、追記をしました。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
5	JICQA	10.4.1 b)3)	4	E	同上	同上	同上
6	JSA	11.3	5	G	異なる認定番号で認定されたマネジメントシステムは、各々独立した別個のものであり、別個に管理されるべきと考えます。 もし、異なる認定を単一なものとして扱うのであれば、単一な認定として取扱うことの是非を、IAFにて明確にするよう要望致します。	「本協会は、原則として機関の認定範囲に含まれるすべてのマネジメントシステムについて一括して認定審査計画を作成する。」の部分 を次のように修正する。 「本協会は、原則として単一の認定番号で示される機関の認定範囲に含まれるすべてのマネジメントシステムについて一括して認定審査計画を作成する。」	×： 認定はマネジメントシステム認証機関に授与され、その認証機関を単位として認定番号が付与されます。マネジメントシステムの種類毎に認定し、異なる認定番号を付与するものではありません。従って、1つの認定範囲に複数のマネジメントシステムが含まれることになります。この項ではそのような認定に対する審査計画のあり方を述べています。 ご意見は、個々のマネジメントシステムを単位として、認定が与えられるという誤解をしておられると思われます。
7	JSA	11.6.2	3	G	No1と同じ	「本協会は、原則としてすべての審査の終了後一括して認定審査報告書を発行する。」の部分 を次のように修正する。 「本協会は、原則として単一の認定番号で示されるマネジメントシステムについては、すべての審査の終了後一括して認定審査報告書を発行する。」	×： 同上
8	JSA	12.5	5	G	No1と同じ	「本協会は、原則として機関の認定範囲に含まれるすべてのマネジメントシステムについて一括して認定審査	×： 同上

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
						計画を作成する。」の部分の次のように修正する。 「本協会は、原則として単一の認定番号で示される機関の認定範囲に含まれるすべてのマネジメントシステムについて一括して認定審査計画を作成する。」	
9	JARI-RB	B2.4	2	T	「・・・同時に ASRP 適用組織として認められる」という表現があるが、「ASRP 適用組織」という階層区分的な表現は規格として誤解を与えると考える。	「同時に、当該認証審査は正当なものとして認められる」としてはどうか	△： 「ASRP 適用組織」という区分を作る意図はありませんが、誤解を招くと考えられますので、「ASRP を適用する組織」と表現を修正します。
10	JARI-RB	B3.1.1 b)	2	T	初回審査以降の「認証審査の履歴」とは具体的に最低限どこまでの内容か不明。 Exp.実施した期日期間・実施記録等どのような履歴を維持していればよいのか？	必要な情報を明示すべき。 ISO17021 では記録の保管期限を初回審査から全とはしていないし、移転の場合は最長 3 年間の審査報告書しかない。具体的な内容を示すべき	： この項の目的は、当該組織に対するこれまでの認証審査の実施状況を知ることにあります。全期間にわたる記録の保持を求めるものではありません。 「履歴」だけではわかりにくいいため、以下のよう修正します； 履歴（認証日、有効期限、これまで実施した審査の実施日等）
11	JARI-RB	B4 B4.4	1	T	決定した基準となる審査工数は JAB MS 303 の 1.3.2 に基づき・・・とあるが、	JAB MS305 から変更されているが、基準工数は何に基づいているのか？ 「特定の承認で受けた審査工数に対し	△： JAB MS305 から変更を行っているのではありません。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					B4.4 ASRPプログラム調整には、審査工数について、JAB MS305 に基づいて基準工数に対して・・・とあるので、整合がとれていない。	て)又は「JAB MS 303 の 1.3.2 に基づいて)にしてはどうか	「基準工数」とは、JAB MS305 に基づき、ASRP を適用しないとして算定される工数です。 B4 の「JAB MS 303 の 1.3.2 に基づき」という箇所は、ASRP の設計を行って基準工数を決定するというを意味しています。一方、B4.4 は、ASRP プログラムの調整により、審査工数がどうなるかを、ASRP を適用しない場合との比較で表現しています。 表現がわかりにくく誤解を招くので、以下のように修正します； B4：機関は、JAB MS305 に基づいて決定した基準となる(ASRP を利用しない場合の)審査工数を、JAB MS303 の 1.3.2 に基づき、70%を下回る工数にまで削減する個別の審査プログラムを計画する場合、 B4.4 JAB MS305 に基づいて決定される基準工数 (ASRP を利用しない場合の工数)
12	JARI-RB	B4.3	1	T	ASRP 特定の承認に関する事項は認定証には記載しない。	認定を受けるのは ASRP 適用のシステムであり、当然の内容であるので不要ではないか	×： ASRP に関する認定に関しては、認定証に記載されます。ここでは ASRP 認定を受けた上で行われる「特定」の承認について述べています。
13	JARI-RB	B4.3	1	T	ASRP 「特定の承認」の承認条件は何か？ B4.3 「特定の承認の可否は、認定委員会で決定する。」となっているが、実際の認定審査報告書は認定審査員が	JAB として「特定の承認」の判定基準を具体的に明確にすべきと考える。 認定審査員の裁量判断のばらつきが最少になるように具体的な指針/基準を示す必要があると考える。	×： ご意見は、「特定の承認」に関連する審査を行う場合の、認定審査員の判断基準に対するものと判断されます。 上記は、審査員研修や審査手順の整備等を通じて明確化を図っており、認定審査員の判断にばらつ

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					事前に判断をしている。 B4.1.2 で a)及び b)項の書類 の提出条件はあるが、判定要 件は不明である。		きが出ないように努めております。しかしなが ら、ご意見募集対象の JAB MS200 は認定の手 順であり、本件はそれに示す内容ではないと考 えております。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。